

第一東京弁護士会仲裁センターとは

離婚や相続のような家庭内のトラブル、お金の貸し借りや不動産のような身近なトラブルから、特許や建築・医療など専門的な知識を必要とする紛争に至るまで、さまざまな問題を解決するための機関です。

当センターでトラブルを解決するための手続には「仲裁」と「和解」があります。

仲裁

紛争の当事者の間に、当センターに解決を委ねるといふ「仲裁合意」があれば、仲裁人が双方の言い分を充分伺った上で仲裁判断を行い解決します。

和解

紛争の当事者の一方からの申立があれば、相手方へ出席を求め、弁護士が双方から話をよく伺って和解案を示し、解決を仲介します。

どちらも経験豊富な弁護士や、事案に適した専門家が解決に当たります。

仲裁センターによる手続の特長

早い

解決までスピーディに手続を進めます。

裁判よりも柔軟な手続で、話をじっくりと伺い、速やかに解決案を提示します(3回程度が目安です)。

確実

単なる約束ではない、確かな解決を図ります。

仲裁手続で行われる仲裁判断は、裁判所の判決と同様の効力が認められています(和解で解決した場合でも、仲裁判断とすることによって判決と同じ効力を持たせることが可能です)。

秘密

誰にも知られたくないトラブルも解決できます。

仲裁手続も和解手続も裁判とは違って非公開です。さらに解決のために企業の機密事項等の開示が必要な場合、相手にはこれを開示せずに手続を進める秘密保護手続も用意しています。

納得

当事者が納得できる解決のための手続です。

仲裁手続も和解手続も、当事者の合意により、仲裁人(仲裁人候補者)を当センターの名簿の中から指名することができます。

仲裁・和解のご相談・ご依頼は 第一東京弁護士会仲裁センター



地下鉄/霞ヶ関駅から(丸の内線・日比谷線・千代田線)

①B1-b出口より直通 ②A1出口より徒歩2分 ③C1出口より徒歩3分

※仲裁・和解手続は霞ヶ関・多摩支部いずれでも行うことができますが、申立ては霞ヶ関の仲裁センター受付へお願いします。(表紙参照)

弁護士会多摩支部会館



〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階

JR立川駅北口バス乗り場2番から発着するバスに乗り、バス停「緑町」もしくは「自治大学校・国立国語研究所」で下車徒歩3分、または多摩都市モノレール高松駅より徒歩2分

紛争解決は 一弁仲裁センターへ

早い・確実・秘密・納得



第一東京弁護士会仲裁センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

弁護士会館11F

TEL.03-3595-8588

<http://www.ichiben.or.jp/>

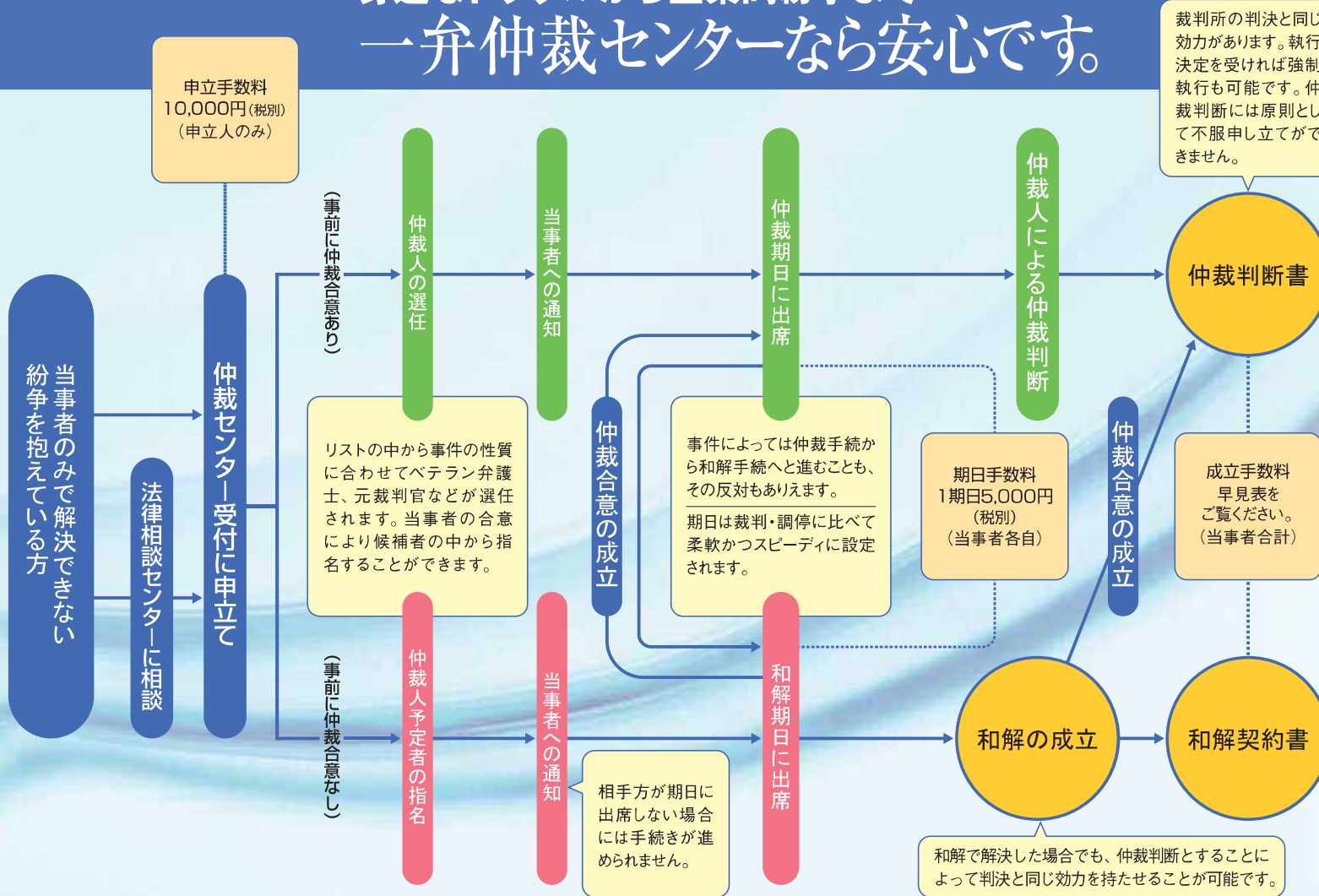
受付時間

午前10時～午前12時
午後1時～午後4時
(土・日・祝日は除きます)

受付場所

弁護士会館11F
第一東京弁護士会
仲裁センター受付

身近なトラブルから企業間紛争まで 一弁仲裁センターなら安心です。



こんな悩みをかかえていませんか？

金銭の貸借に関するトラブル／不動産に関するトラブル／離婚や遺産に関するトラブル／近隣関係のトラブル／建築に関するトラブル／交通事故に関するトラブル／労働関係に関するトラブル／医療に関するトラブル／営業秘密に関するトラブル／知的財産に関するトラブル／債権回収に関するトラブル／倒産事件に関するトラブル など

仲裁手数料

申立手数料 金10,000円(消費税別)
申立時に申立人が納めます。

期日手数料 金5,000円(消費税別)
仲裁期日ごとに当事者双方が各5,000円(税別)を納めます。

成立手数料 仲裁判断または和解成立時に、解決額に応じた額を納めます。当事者間の負担割合は仲裁人が定めます。(金額は成立手数料早見表参照)

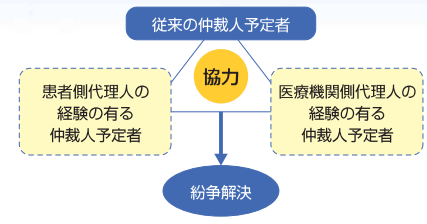
成立手数料早見表 (消費税別)

紛争解決額(円)	成立手数料(円)
100,000	8,000
500,000	40,000
1,000,000	80,000
3,000,000	240,000
5,000,000	300,000
10,000,000	450,000
15,000,000	600,000
30,000,000	900,000

(注)・別途鑑定料などの費用がかかる場合があります
・各手数料の詳細については当センターにお問合せください

医療ADRのお知らせ

従来、医療紛争は専門性が高く話し合いは難しいと考えられてきましたが、現在では医療事件を多数扱うベテラン弁護士が仲裁人予定者となる医療ADRが開設されています。



従来の単独の仲裁人予定者のみではなく、原則として、医療紛争の実態を良く知っている弁護士2名が仲裁人予定者に加わるため、従来理解されづらかった医療紛争に関する問題につき充実した話し合いが行われます。

注) 左図は、仲裁合意がない場合の例示です。また、患者側代理人経験の有る仲裁人予定者、医療機関側代理人の経験の有る仲裁人予定者と立場を分けて書いてありますが、両者はあくまでも、中立の立場で事実関係等分かり易く進行させるお手伝いをさせて頂くもので、患者側或いは医療機関側という各々の立場に味方をして主張するというものではありませんので、その点ご注意ください。尚、申立の手続など医療ADRの詳細い内容につきましては、窓口にお尋ね下さい。